

5 林整計第 570 号
令和 5 年 9 月 20 日

各都道府県知事（別記） 殿

林野庁長官

「林地台帳制度の運用について」の一部改正について

地域の自主性の及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）（以下「第 13 次地方分権一括法」という。）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正に伴い、「林地台帳制度の運用について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知）を別紙新旧対照表のとおり一部改正を行い、通知の日から施行することとしたので、御了知願いたい。

また、貴管下の市町村の長への周知方よろしく願います。

（別記）

北海道知事、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事、沖縄県知事

5 林整計第 570 号
令和 5 年 9 月 20 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

林野庁長官

「林地台帳制度の運用について」の一部改正について

このことについて、別紙写しのとおり沖縄県知事に通知したので、お知らせする。

別紙 1

林地台帳制度の運用について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 林地台帳の記載事項 1 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 （略） (1) （略） (2) 現所有者 法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、法第 191 条の 4 第 2 項の規定に基づく調査、法第 191 条の 6 第 1 項の規定に基づく林地台帳の記載事項の修正の申出、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出、森林簿並びに森林の土地の所有者及び境界の明確化に関する事業、<u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 の規定に基づく住民票の写しの交付請求等</u>により得られた情報（以下「現所有者情報」という。）に基づき、森林の土地の所有者の「氏名・名称」、「住所」、「共有の有無」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を記載する。 現所有者情報において、森林の土地が数人の共有に属する場合には、林地台帳の別表として、全ての所有者の「氏名・名称」、「住所」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を整理する。 2～6 （略）	第 2 林地台帳の記載事項 1 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 （略） (1) （略） (2) 現所有者 法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、法第 191 条の 4 第 2 項の規定に基づく調査、法第 191 条の 6 第 1 項の規定に基づく林地台帳の記載事項の修正の申出、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出、森林簿並びに森林の土地の所有者及び境界の明確化に関する事業等により得られた情報（以下「現所有者情報」という。）に基づき、森林の土地の所有者の「氏名・名称」、「住所」、「共有の有無」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を記載する。 現所有者情報において、森林の土地が数人の共有に属する場合には、林地台帳の別表として、全ての所有者の「氏名・名称」、「住所」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を整理する。 2～6 （略）

第5 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

1 (略)

2 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

(1)・(2) (略)

(3) 提供における留意事項

市町村は、申出者への林地台帳の提供に際して、林地台帳及び林地台帳地図は、土地の所有権等の権利関係及び森林の土地の境界の確定の証明に資するものではないこと、提供された情報を使用目的以外には利用できないこと、提供された情報を申出者以外の者に提供してはならないことを書面及び口頭にて伝達した上で、一筆ごとに提供するものとする。ただし、複数の地番の土地に係る提供の申出があった場合には、林地台帳に記載されている事項を一覧できるよう整理し、提供しても差し支えない。

また、住民票の写しの交付請求に当たり、森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者（「住民基本台帳事務処理要領」（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第5の10のドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。以下同じ。）であることを確認した場合又は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用して森林の土地の所有者の情報の提供を受けており、かつ、第8の3に規定する方法により当該森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者であるかどうかを確認していない場合には、林地台帳にその旨を記載し、当該森林の土地の所有者の情報を当該森林の土地の所有者及び令第10条第4号に掲

第5 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

1 (略)

2 林地台帳の記載事項及び林地台帳地図の提供

(1)・(2) (略)

(3) 提供における留意事項

市町村は、申出者への林地台帳の提供に際して、林地台帳及び林地台帳地図は、土地の所有権等の権利関係及び森林の土地の境界の確定の証明に資するものではないこと、提供された情報を使用目的以外には利用できないこと、提供された情報を申出者以外の者に提供してはならないことを書面及び口頭にて伝達した上で、一筆ごとに提供するものとする。ただし、複数の地番の土地に係る提供の申出があった場合には、林地台帳に記載されている事項を一覧できるよう整理し、提供しても差し支えない。

<u>げる者以外に提供しないものとする。</u> <u>なお、当該森林の土地の所有者への提供に当たっては、支援措置対象者本人になりすまして行う情報提供に対する提供を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないものとする。</u> 第7 林地台帳又は林地台帳地図の更新 1 林地台帳の更新 (略) (1)・(2) (略) (3) 定期的な台帳情報の更新 ①～③ (略) ④ 住民基本台帳情報等に基づく更新 <u>市町村の担当部局に対し、法第 191 条の2第2項の規定に基づき、住民基本台帳情報の提供を求めることにより、林地台帳の現所有者の記載事項を更新する。</u> <u>また、住基ネットの利用により提供を受けた情報に基づき、林地台帳の現所有者の記載事項を更新する。</u> ⑤～⑨ (略) 2 (略) 第8 その他 1 林地台帳の適切な保護 市町村は、林地台帳に森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所が含まれることを踏まえ、林地台帳の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うことに留意されたい。<u>特に住民票の写しの交付請求により確認したDV等支援措置対象者に関する情報につ</u>	第7 林地台帳又は林地台帳地図の更新 1 林地台帳の更新 (略) (1)・(2) (略) (3) 定期的な台帳情報の更新 ①～③ (略) ④ 住民基本台帳情報に基づく更新 市町村担当部局に対し、住民基本台帳情報の提供を求めることにより、林地台帳の現所有者の記載事項を更新する。 ⑤～⑨ (略) 2 (略) 第8 その他 1 林地台帳の適切な保護 市町村は、林地台帳に森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所が含まれることを踏まえ、林地台帳の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うことに留意されたい。
--	---

<u>いては、第三者に提供されることがないよう慎重に取り扱うものとする。</u> 2 (略) 3 <u>住基ネットに基づく情報の提供に係る留意事項</u> <u>市町村は、住基ネットを利用して提供を受けた森林の土地の所有者の情報について、提供の申出のあった令第10条第1号から第3号までに掲げる者に提供しようとする場合には、住民票の写しの交付請求等を行い、当該森林の土地の所有者がDV等支援措置対象者であるかどうかを確認するものとする。</u>	2 (略) (新設)
--	--------------------------